

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	屋外燃焼行為の停止等の命令
概要	<p>ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他燃焼の際著しく大気を汚染し、又は悪臭を発生する物質（廃油及び廃液）を屋外において多量に燃焼させる等の違反行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、警告を発し、又は違反行為の停止等について命令を行うことができる。</p>
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第48条、第111条第4項第21号
処分基準	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第47条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるとき</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	